**避難確保計画について**

静岡市が公表しているハザードマップにおいて、土砂災害警戒区域又は洪水等の浸水想定区域に立地する事業所については、避難確保計画の作成・提出が義務付けられています。

まだ作成・提出をしていない事業所については、下記参考URLにございます手引き等をご確認の上、至急対応をお願いいたします。

なお、該当区域につきましては、静岡市防災情報マップの洪水ひなん地図（洪水ハザードマップ）や、冊子版の静岡市洪水・土砂災害ハザードマップ等でご確認ください。

【参考URL】

　法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画作成等の義務化について

https://www.city.shizuoka.lg.jp/021\_000041.html